

大 個 審 第 9 号
令和6年6月4日

大阪府個人情報保護審議会 委員 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 重本 達哉

審議会の決議について（通知）

日頃から、大阪府個人情報保護審議会の運営に御協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、大阪府個人情報保護審議会条例第6条第7項により、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされています。つきましては、大阪府個人情報保護審議会運営要領第10条に基づき、今後も引き続き各部会の決議をもって、審議会の決議として定めることとしますので、通知します。

〔事務局〕

大阪府府民文化部府政情報室
情報公開課情報公開グループ
電話 06-6944-6066
FAX 06-6944-3080

《参考》

○大阪府個人情報保護審議会条例（抜粋）

（部会）

第六条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2-6 （略）

7 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

○大阪府個人情報保護審議会運営要領（抜粋）

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。